

国民健康保険へ加入している方へ 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在常陸大宮市国民健康保険に加入している方がお持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は平成30年7月31日までとなっています。平成30年8月以降も引き続き限度額適用認定証等をお使いになる場合は、再度申請を行う必要があります。ご希望の方は、医療保険課または各支所の窓口で手続きをしてください。

申請は随時受け付けますが、限度額適用認定証等が使えるのは申請した月の1日からです。

○手続きに必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑(朱肉を使うもの) ・世帯主及び対象者の個人番号がわかるもの
- ・住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院期間が91日以上の方は、入院期間を確認できる書類(医療機関の領収書等)

※平成29年中の所得の申告をしていない世帯、国民健康保険税に未納がある世帯の場合交付されないことがありますのでご注意ください。

○限度額適用認定証等について

入院や外来等で医療費が高額になる場合、国民健康保険被保険者証とともに限度額適用認定証等を医療機関等の窓口で提示することで、一医療機関ごとのひと月分の医療費の負担(保険適用分)が自己負担限度額までとなります。限度額適用認定証等は事前の申請が必要となります。申請が必要な方は下表(平成30年8月診療分から)のとおりです。

区 分		認定証申請手続き	保険証とともに医療機関等に提示するもの
70歳未満の方	住民税非課税世帯	申請をしてください	限度額適用・標準負担額減額認定証
	住民税課税世帯		限度額適用認定証
70歳以上の方	住民税非課税世帯	申請の必要はありません	限度額適用・標準負担額減額認定証
	住民税課税世帯(負担区分：一般)		
	住民税課税世帯(負担区分：現役並Ⅰ・Ⅱ)	申請をしてください	限度額適用認定証
	住民税課税世帯(負担区分：現役並Ⅲ)	申請の必要はありません	

※この場合の住民税非課税世帯とは、同一世帯の世帯主とすべての国民健康保険被保険者が住民税非課税の世帯です。

※自己負担限度額は所得区分等により異なります。詳しくはお問い合わせください。

※住民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、入院時の食事代も減額になります。

※70歳以上の方で限度額適用認定証等の申請が必要な方には、7月下旬に郵送した被保険者証兼高齢受給者証に申請書を同封しています。申請書が届いた方は医療保険課または各支所の窓口で申請してください。

問 本庁 医療保険課国保G ☎52-1111 内線166

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

夜間健診のお知らせ

9月21日(金)に夜間健診を実施します。昼間は仕事で健診が受けられない方も健診を受けられる機会です。夕方からの健診は今回限りですので、自分の健康づくりのためにぜひ申し込みください。受診を希望する方は、事前に健康推進課まで申し込みください。

○健診項目 特定健診、生活習慣病予防健診、高齢者健診、結核・肺がん検診、喀痰検査、大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診

月 日	受付時間	対象区	場 所
9月21日(金)	16:30~17:30	市内全地区	総合保健福祉センター(かがやき)
	17:30~18:30		
	18:30~19:30		

※電話で申し込みの際、希望の時間をお知らせください。申込人数によってはご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

※受付時間は受診者の人数により前後することがあります。

※夜間健診以外の健診日程は、健康カレンダー、「平成30年度各種健(検)診について」にも掲載しています。不明な点は問い合わせください。

申込・問 かがやき 健康推進課健康推進G ☎54-7121